

# 歯科診療方法変わる

歯は私達の健康に深い関係をもっています。また歯や歯ぐきの病気になる場合、一日も早く治療することが必要です。

ところで「八月から歯の治療に関する取扱いが変わりましたので問答により紹介しましょう。」

(問) 八月から歯の治療に関する取扱いが変わったそうですが、どのように変わったのですか。

〈答〉従来は、金や白金など特殊な材料を使用する治療を希望した場合は、差額徴収治療として取り扱われてきましたが、この制度は七月三十一日で廃止となりました。

したがって、特殊な材料を使用する治療を希望する場合の治療費は、患者の負担となります。なお、この特殊な材料を使用し

た治療の料金については、歯科医師会が法外な額にならないよう歯医者さんを指導しています。

また、歯医者さんも患者さんに対して、みだりに特殊な材料を使用した治療をすすめたりしないことになっていきます。

(問) 前歯は保険ではできないといわれましたが本当ですか。

〈答〉そんなことはありません。健康保険、国民健康保険などではこれを扱っている歯科医院(病院)

の窓口には被保険者証を提出すれば診療、検査、レントゲン診断、投薬、注射、理学療法、処置および手術、麻酔など通常の歯科治療は保険ですべてできます。この治療により、物をかんだり話をしたりする機能は十分回復されます。

(問) 健康保険、国民健康保険で治療を受けた場合の負担額は、どのようになっていますか。

〈答〉保険を使用して歯の治療を受けた場合の患者負担額は、★健康保険の被保険者である場合は二百円(入院の場合、これは別に一カ月間一日につき六十円の負担になります)

★健康保険の被保険者(家族)または国民健康保険の被保険者の場合は、保険で定められた治療費の三割負担となっております。これ以外に費用はかかりません。

(問) 保険でできないものには、どのようなものがあるのですか。

〈答〉健康保険、国民健康保険などは、疾病、負傷に対し給付を行うものですから、次のようなことについては、保険できません。

▽健康診断  
▽歯列矯正(歯ならびをそろえる治療)や美容を目的としたもの。  
▽虫歯の予防(歯にフッ素を塗布する方法など)

## 慶弔関係

八月三十一日現在届出(敬称略)

### ◎ご結婚

おめでとございます

- 〔部落〕 〆氏 名
- (宮内) 鈴木利明ー永井 澄子
- (橋場) 石川秋廣ー林 利江

### ◎お誕生

- 〔部落〕 父親・続柄・赤ちゃん
- (谷中) 大木 正 長女 理恵
- (辻) 向後 昇 長女 千恵
- (古屋) 渡辺 晃 三男 高志
- (白磯) 川野勝次 長男 勝則
- (白磯) 川野活二 二男 昭則
- (尾垂) 伊藤吉輝 長男 信祐
- (尾垂) 鬼嶋武夫 三男 保
- (尾垂) 鬼嶋武夫 長男 武廣
- (白磯) 向後 隆 長女 忍
- (橋場) 後藤俊明 二男 智之

〔おみやみ〕 部落・氏名・性別・年令

このほか、特殊な材料などを使用する治療などについても給付できないことになっていきます。

(問) 保険では、どんな入れ歯ができるのですか。

〈答〉左上の表を参考にして下さい。また、歯医者さんと治療の前に相談して下さい。

- (宝米) 平野 いく 女 80才
- (新井) 鈴木 泰曾 男 90才
- (尾垂) 伊藤 すすい 女 57才
- (宝米) 小川 良市 男 79才
- (入) 林 エイ 女 73才
- (宝米) 土屋 かつ 女 66才
- (谷中) 越川 もと 女 71才
- (篠本) 加瀬 武雄 男 58才
- (原方) 加瀬 益雄 男 72才
- (原方) 加瀬 利 男 74才
- (尾垂) 伊藤 ふじ 女 50才
- (芝崎) 五木田なを 女 66才

## 町の状況

〈9月1日現在〉

人口	男	5,742 (+7)
	女	5,933 (-7)
	計	11,675 (0)
世帯		2,780 (-2)
		( ) 内は前月比